

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日にA所在のB会社C支店（以下「会社」という。）に採用され、集配運転士として就労していた。

被災者は、平成○年○月○日、集配業務中に心肺停止状態となり、D病院に救急搬送され、入院加療中の同年○月○日に死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「心室細動」、死因の種類は「病死」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、これらを支給する旨の処分をした。

請求人は、これらの処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算定した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

監督署長が算定した給付基礎日額は、〇円であるところ、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、給付基礎日額〇円を主張している。また、審査官は、監督署長の算定した給付基礎日額を修正し、給付基礎日額を〇円と判断している。

（１）請求人と監督署長及び審査官との給付基礎日額の算定の相違は、専ら、被災者の休憩時間の認定にある。そこで、以下、被災者の休憩時間について検討する。

ア 請求代理人は、被災者の母親であるEの申述に基づいて、被災者の休憩時間は、多めに見積もって30分としている。

イ 監督署長は、会社関係者の申述に基づいて、午前の配送後から午後の配送までの時間から1時間の作業時間を差し引いた時間を被災者の休憩時間と認定したところ、審査官は、会社関係者の申述に基づき、監督署長が認定した休憩時間のうち、1時間15分を超える部分を労働時間に計上し、更に午後1時に会社にいた日については、昼礼時間5分についても労働時間に計上するものとした。

ウ 当審査会は、改めて、Eの申述及び会社関係者の申述に基づき被災者の休憩時間について検討したところ、会社関係者は、そろって、被災者は昼の休憩を1時間程度とっていた旨申述しており、その申述に矛盾はないことから、被災者の休憩時間が30分であったとする請求代理人の主張は認められな

い。

また、審査官は、決定書理由に説示のとおり、会社関係者の申述に基づき、監督署長の認定した休憩時間を修正しており、当審査会としても、審査官が認定した被災者の休憩時間は、妥当なものと判断する。

(2) その上で、審査官は、決定書理由に説示のとおり、就業規則、事業場関係者の申述等に基づき、被災者の労働時間を集計した上で、会社の賃金規程に基づき割増賃金額を算定し、さらに決定書理由に説示のとおり、被災者の平均賃金算定の賃金総額を計算し、本件の給付基礎日額を〇円と算定しているが、当審査会としても、それらの算定に誤りは認められず、妥当なものと判断する。

(3) したがって、審査官が算定した給付基礎日額は妥当なものであり、本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した〇円を上回るものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して請求人に対してした未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分を取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。